

安全データシート(SDS)

平成27年12月1日 改訂

1.化学物質及び会社情報

茨城県猿島郡五霞町元栗橋597
 株式会社染めQテクノロジー
 R&D Lab 大谷 和子
 TEL. 0280・80・0005(代)
 緊急連絡電話番号も同じ
 FAX. 0280・80・0006(代)

製品名 : 染めQリムーバー(ハード)
 製品説明(種類) : 染めQ専用リムーバー

2.危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

・ 引火性液体 区分1-3

健康に対する有害性

・ 急性毒性(経口) 区分5
 ・ 急性毒性(経皮) 区分5
 ・ 急性毒性(吸入:蒸気) 区分3
 ・ 皮膚腐食性・刺激性 区分2
 ・ 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分2B
 ・ 発がん性 区分2
 ・ 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器系)
 区分3(麻酔作用)
 区分3(気道刺激性)
 ・ 特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) 区分1(全身毒性)
 区分2(肝臓、精巣性)
 ・ 吸引性呼吸器有害性 区分1
 ・ 水生環境急性有害性 区分1
 ・ 水生環境慢性有害性 区分1

環境に対する有害性

ラベル要素 絵表示
又はシンボル

注意喚起語

危険有害性情報

・ 危険
 ・ 極めて引火性の高い液体及び蒸気
 ・ 飲み込むと有害のおそれ(経口)
 ・ 皮膚に接触すると有害のおそれ(経皮)
 ・ 吸入すると有毒(蒸気)
 ・ 眼刺激
 ・ 呼吸器系の障害
 ・ 眠気及びめまいのおそれ
 ・ 長期又は反復ばく露による全身毒性の障害
 ・ 長期又は反復ばく露による肝臓、精巣の障害のおそれ
 ・ 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ
 ・ 水生生物に非常に強い毒性
 ・ 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

- 注意書き : **【安全対策】**
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 - ・使用前に取扱説明書を入手すること。
 - ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。
禁煙。
 - ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
静電気放電や火花による引火を防止すること。
 - ・個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
 - ・保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
 - ・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
 - ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 - ・取扱い後はよく手を洗うこと。
 - ・容器を密閉しておくこと。
- 【救急処置】**
- ・火災の場合には適切な消火方法をとること。
 - ・吸入した場合: 空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 - ・眼に入った場合: 水で数分間、注意深く洗うこと。
 - ・コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
 - ・目の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること。
 - ・皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
 - ・皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹸で洗うこと。
 - ・皮膚(又は毛髪)に付着した場合: 直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。
 - ・飲み込んだ場合: 直ちに医師の診断、手当を受けること。
 - ・飲み込んだ場合: 無理して吐かせないこと。
 - ・気分が悪いときは、医師の診断、手当を受けること。
 - ・汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。
 - ・ばく露又はその懸念がある場合: 医師の診断、手当を受けること。
- 【保管】**
- ・容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。
- 【廃棄】**
- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
- 国/地域情報 : 情報が得られていない。

3.組成・成分情報(危険有害性物質を対象)

<u>成分名</u>	<u>CAS. NO</u>	<u>化審法・安衛法</u>	<u>含有量(%)</u>
エチルアセテート	141-78-6	(2)-726	40~50
メチルイソブチルケトン	108-10-1	(2)-542	30~35
ミネラルスピリット	64742-47-	(9)-1700	10~15
石油系溶剤	64742-81-0	-	5~10

4.応急措置

- 吸入した場合 : 被災者を新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・医師の手当、診断を受けること。
 - ・気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を脱ぐこと。
- ・皮膚を速やかに洗浄すること。
 - ・多量の水と石鹸で洗うこと。
 - ・皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
 - ・医師の手当、診断を受けること。

- ・気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
- ・汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
- 目に入った場合 : 水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- ・医師の手当、診断を受けること。
- ・気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。
- ・医師の手当、診断を受けること。
- ・気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
- 予想される急性症状及び遅発性症状 : 吸入すると、呼吸器官への刺激、咳、咽頭痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気、意識喪失。
- ・皮膚に接触すると、皮膚の乾燥、発赤。
- ・眼に接触すると、発赤、痛み。
- ・高濃度では、目、鼻、のどに軽度の刺激、無気力感、眠気、視神経障害、意識喪失、貧血、肺水腫。
- ・長期ばく露では、皮膚刺激、炎症。
- ・遅発性症状: 肺水腫、視神経の症状。
- ・飲み込むと、灼熱感、腹痛、咳、咽頭痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気、意識喪失。
- 最も重要な兆候及び症状 :
- 応急処置をする者の保護 : 救助者は状況に応じて適切な保護具(有機溶剤用の防毒マスク等)を着用する。
- 医師に対する特別注意事項 : 安静に保ち、医学的な経過観察が不可欠である。

5.火災時の措置

- 使用可能消火剤 : 棒状水[×] 炭酸ガス[○] 泡[○] 粉末[○] 乾燥砂[○]
- 特有の危険有害性 : 極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。
- ・加熱により容器が爆発するおそれがある。
- ・火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
- ・引火性液体及び蒸気。
- 特有の消火方法 : 散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消化剤のうち、散水以外の適切な消化剤を利用すること。
- ・引火点が極めて低い: 散水以外の消火剤で消火の効果が大きい大きな火災の場合には散水する。
- ・危険でなければ火災区域から容器を移動する。
- ・移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
- ・消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6.漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 :
- ・漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- ・直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- ・関係者以外の立入りを禁止する。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
- ・適切な保護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
- ・漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不透明の保護衣を着用する。
- ・風上に留まる。

- ・ 低地から離れる。
 - ・ 密閉された場所に立入る前に換気する。
- 環境に対する注意事項** :
- ・ 河川等へ排出され 環境への影響を起こさないように注意する。
 - ・ 環境中に放出してはならない。
- 回収、中和** :
- ・ 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
 - ・ 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。
 - ・ 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
 - ・ 大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることができないおそれがある。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材**
- ・ 危険でなければ漏れを止める。
 - ・ 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
 - ・ 蒸気抑制泡は蒸気濃度を抑制させるために用いる。
- 二次災害の防止策** :
- ・ すべての発生源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。
 - ・ 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

「取扱い」

- 技術的対策** :
- ・ 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気** :
- ・ 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。
- 安全取扱い注意事項** :
- ・ 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 - ・ 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 - ・ この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・ 取扱い後はよく手を洗うこと。
 - ・ ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 - ・ 眼との接触を避けること。
 - ・ 接触、吸入又は飲み込まないこと。
 - ・ 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- 接触回避** :
- ・ 「10. 安定性及び反応性」を参照。

「保管」

- 技術的対策** :
- ・ 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。
 - ・ 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
 - ・ 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。
 - ・ 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。
 - ・ 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
- 保管条件** :
- ・ 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。
 - ・ 酸化剤から離して保管する。
 - ・ 容器は直射日光や火気を避けること。
 - ・ 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
 - ・ 施錠して保管すること。
- 混触危険物質** :
- ・ 「10. 安定性及び反応性」を参照。
- 容器包装材料** :
- ・ 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

- 急性毒性** :
- ・ エチルアセテート : 200ppm
 - ・ メチルイソブチルケトン : 50ppm
 - ・ ミネラルスピリット : 設定されていない
- (管理濃度)
- (許容濃度)
- ・ エチルアセテート
- 日本産業衛生学会(2005年版) : 200ppm 720mg/m³

ACGIH(2005年版)	: 400ppm	1,440mg/m ³
・メチルイソブチルケトン		
日本産業衛生学会(2005年版)	: 50ppm	200mg/m ³
ACGIH(2005年版)	: 50ppm	205mg/m ³
・ミネラルスピリット		
ACGIH(2005年版)	: 100ppm	

- 設備対策:**
- ・ 製造業者が指定する防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
 - ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 - ・ この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
 - ・ 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。
 - ・ 高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。
- 保護具:**
- 呼吸器の保護: 適切な呼吸器保護具を着用すること。
 - 手の保護具: 適切な保護手袋を着用すること。
 - 眼の保護具: 適切な眼の保護具を着用すること。
 - 皮膚及び身体保護具: 適切な顔面用の保護具を着用すること。
- 衛生対策:**
- ・ 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
 - ・ 取扱い後はよく手を洗うこと。

9.製品の物理及び化学的性質(含有成分より類推)

外観等	:	液体
沸点	:	77 °C
蒸気圧	:	10kPa
相対蒸気密度	:	3.5
融点	:	-84 °C
比重	:	0.84(20°C)
初留点	:	データが得られていない。
溶解性	:	水に微溶
引火点	:	-4 °C(密閉式)
発火点	:	230 °C
爆発限界	:	(下限) 2.2%
	:	(上限) 11.5%
揮発性	:	有り
可燃性	:	有り
自己反応性・爆発性	:	無し
VOC	:	850g/ℓ

10.安定性及び反応性

- 安定性・反応性:**
- ・ 通常の条件においては安定である。
 - ・ 空気との混合、加熱により爆発性の過酸化物を生成する可能性がある。
- 危険有害反応可能性:**
- ・ 強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険性をもたらす。
 - ・ 酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険性をもたらす。
 - ・ 塩基性物質、還元剤と反応する。
- 避けるべき条件:**
- ・ 空気との混合、加熱。高温。
 - ・ 紫外線、高温、強酸化剤、強アルカリとの接触回避。
- 混触危険物質:**
- ・ 酸化剤、塩基性物質、還元剤、強アルカリ
- 危険有害な分解生成物:**
- ・ 加熱分解により一酸化炭素 二酸化炭素を生じる。

11.有害性情報

- 急性毒性:**
- ・ エチルアセテートは、頭痛、眠気、意識喪失を起こすことがある。また蒸気が鼻孔や喉を刺激する。高濃度では知覚麻痺、頭痛を起こすことがある。

	・	メチルイソブチルケトン			
		経口LD ₅₀	ラット	:	2,080mg/kg
		吸入LC ₅₀	ラット	:	4,000ppm/4H
	・	エチルアセテート			
		経口LD ₅₀	ラット	:	5,620mg/kg
		吸入LC ₅₀	ラット	:	200g/m ³
	・	ミネラルスピリット			
		経口LD ₅₀	ラット	:	区分外
		吸入LC ₅₀	ラット	:	分類できない
皮膚腐食性・刺激性	:	・ 皮膚刺激(区分2)			
眼に対する重篤な損傷・	:	・ 眼刺激(区分2B)			
眼刺激性:					
呼吸器感作性又は	:	・ 呼吸器感作性:データなし			
皮膚感作性:	:	・ 皮膚感作性:区分外			
生殖細胞変異原性	:	・ 陰性			
発がん性	:	・ データなし			
生殖毒性	:	・ ヒトばく露例での生殖毒性報告が無い。			
特定標的臓器・全身毒性:	:	・ 眠気又はめまいのおそれ(区分3)			
(単回ばく露)	:	・ 呼吸器系の障害(区分1)			
	:	・ 区分3(麻酔作用、気道刺激性)			
特定標的臓器・全身毒性:	:	・ 長期又は反復ばく露による全身毒性の障害(区分1)			
(反復ばく露)	:	・ 長期又は反復ばく露による肝臓・精巣の障害のおそれ(区分2)			
吸引性呼吸器有害性	:	・ 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ(区分1)			

12.環境影響情報

水性環境急性有害性

魚類	:	エチルアセテート			
		EC ₅₀	ミジンコ	:	164mg/L/48H
	・	メチルイソブチルケトン			
		EC ₅₀	オオミジンコ	:	170mg/L/48H
	・	ミネラルスピリット			
		LC ₅₀	オオミジンコ	:	0.42-2.3mg/L/48H
		水生生物に非常に強い毒性			

水性環境慢性有害性 : 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

13.廃棄上の注意

- ・ 廃棄物は産業廃棄物に該当するため 廃棄物処理基準に従い、業者に委託する場合、運搬は 産業廃棄物収集運搬業者に、処分は 産業廃棄物処分業者に委託する。
- ・ 容器 機器装置等を洗浄した排水等は、地面排水溝へそのまま流さない。
- ・ 廃水処理、焼却等により発生した廃棄物についても 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 及び関係する法規に従って処理を行うか、処理を委託する。
- ・ 廃塗料を焼却処理する場合には、珪藻土に吸着させて 開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。

14.輸送上の注意

共通	:	・ 取り扱い及び保管上の注意の項の 一般的注意に従う。 (積載方法)
	:	・ 容器の漏れ、破損の無いことを確認し、転倒、落下等が 無いように積み込み、荷崩れ防止を確実に 行う。 (混載禁止)
	:	・ 第1類及び第6類の危険物
陸上輸送	:	・ 消防法 労働安全衛生法 毒劇物取り締まり法に該当する 場合は 輸送について定めるところに従う。
海上輸送	:	・ 船舶安全法に定めるところに従う。
航空輸送	:	・ 航空法に定めるところに従う。

国連番号	: • 1992
指針番号	: • 131
IMDG	: • Class.3.1-Flammable liquids Intermediate FP group
Packing group	: • II

15.適用法令

消防法	: • 第4類 第1石油類 (非水溶性) 危険等級II
労働安全衛生法	: • 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) <ul style="list-style-type: none"> • 法第57条 名称等を表示すべき有害物 • 有機則(第2種有機溶剤等) • 名称等を表示すべき有害物(施行令第18条) • 名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(政令番号 第321号) • 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) (メチルイソブチルケトン) • 第3種有機溶剤等 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号) (ミネラルスピリット) • 特定化学物質障害予防規則 特定化学物質 第2類物質 特定有機溶剤等(メチルイソブチルケトン) • 特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(施行令別表第3、 特定化学物質障害予防規則第2条第1項第3号の3) (メチルイソブチルケトン)
労働基準法	: • 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)(エチルアセテート)
毒物劇物取締法	: • 該当しない。
船舶安全法	: • 引火性液体類(危規則第2,3条危険物告示別表第1) (メチルイソブチルケトン)
航空法	: • 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1) (メチルイソブチルケトン)
海洋汚染防止法	: • 施行令別表 Z類物質 (エチルアセテート・メチルイソブチルケトン)
化学物質管理促進法	: • 該当しない。

16.その他

引用文献	<ul style="list-style-type: none"> • 原材料物質データベース(日本塗料工業会編集) • 溶剤ポケットブック • 化学物質の危険・有害便覧(中央労働災害防止協会編) • (社)日本化学工業会 化学物質法規制検索システム(2000) • ICSC CARD(1993) • 原料メーカーMSDS
------	---

注意

この製品安全データシートは、安全な使用と取り扱いをして頂く為に 信頼し得ると考えられる資料ならびに測定などに基づき 一般的な取り扱い等を前提として作成したものです。

記載している注意事項は 人、環境、安全、健康等 全ての面への影響を網羅するものではありません。

また 製品について如何なる保証をするものではなく、使用におかれましては 関係法令に従い この製品安全データシートを参考に ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定の上 ご使用下さいますようお願い致します。

